

雄略天皇の神性素描

菅野雅雄

『万葉集』巻頭に置かれた泊瀬朝倉宮御宇天皇代の「天皇御製歌」は、その作歌年代¹⁾作者雄略天皇の時代に、続く二番歌と甚だしく懸隔があるため、古来、その置かれた意義が問題として注目されているが、今日迄、未だに明解な説明を得ていないように思われる。筆者もかつて、諸家の論攷の驥尾に付して、

雄略天皇当該歌と『古事記』に見られる雄略天皇の物語とに共通の趣きを認め、『古事記』の系譜記事から「万葉集は万世一系の皇統を讚美するもの」との論考²⁾を發表したが、本稿は、改めて『記紀』の記載を通して雄略天皇の特性を指摘して、『万葉集』編纂意図の一端を探ろうとするものである。

二

先ず『古事記』に検討を加える。この『古事記』に見られる上中下三巻の区分は、何を根底に据えたものであろうか。

上巻が神話、中・下巻は天皇代の歴史、という形は、一見し

て認められる区別であるけれども、中・下の区分は何に基づくのか。この点に關しても未だ充分に納得できる説明に達着していない。恐らく、識緯説に拠って仁徳を聖帝とあがめ、天皇家中興の祖とする考え方から出るのであろう、とするのが、一般的な理解であろうか。

しかし、中・下の区分は、単にそれだけではなからう。中巻の天皇の多くに實在性が認められないことは、今では常識でもあり、崇神天皇以降、あるいはその中の何代かに實在性を認めようとする尖鋭的な論文による試みを別にすれば、下巻冒頭の仁徳天皇が實在を認め得る最大公約数であるといえよう。

前記したところも観点に入れて、上・中・下の区分をその内容から探ると、上巻に神々の物語が纏められていることは、今更言うまでもないが、天皇代の中巻にも、例えば、

神武記¹⁾ 高倉下に神劍を得る物語

崇神記²⁾ 神々の祭祀の物語・三輪山伝説

垂仁記³⁾ 本牟智和氣王の物語

多遲摩毛理の常世訪問譚

景行記Ⅱ倭建命の西征物語・東征伊吹山の物語

仲哀記Ⅱ神功皇后の新羅征討伝説

応神記Ⅱ天之日矛渡来伝説

秋山之下水丈夫と春山之霞丈夫

等、欠史時代以外の歴代天皇記に神変怪異を語っており、言ってみれば、

上巻Ⅱ神話的伝承……神の世

中巻Ⅱ歴史的伝承……神と人の世

下巻Ⅱ伝承的歴史……人の世

という区別の仕方が存在し、そこに編者の意図を認めることもあながちに穿ち過ぎとは言えまいと思う。

そのような下巻、「人の世の歴史」の語られる下巻にあって、何故か、雄略天皇記のみは中巻的要素を色濃く有していると言えるのである。以下に、この点に中心をおいて述べてゆこう。

三

『雄略記』に「引田部赤猪子」と名付けられた一物語がある。周知の物語であろうが、改めてここに引用してみる。

亦一時、天皇遊び行でまして、美和河に到りましし時、河の辺に衣洗へる童女有りき。其の容姿甚麗しかりき。天皇其の童女に問ひたまひしく、「汝は誰が子ぞ。」ととひたまへば、答へて白ししく、「己が名は引田部の赤猪子と謂ふぞ。」とまをしき。

『万葉集』巻頭歌に菜摘む女性の返答は欠落しているが、その

歌の趣きと極似したこの物語は、さらに展開して、

爾に詔らしめたまひしく、「汝は夫に嫁はざれ。今喚してむ。」とのらしめたまひて、宮に還り坐しき。故、其の赤猪子、天皇の命を仰ぎ待ちて、既に八十歳を経き。是に赤猪子以為ひけらく、命を望ぎし間に、已に多き年を経て、姿体瘦せ萎みて、更に恃む所無し。然れども待ちし情を顕さずては、恨きに忍びず、とおもひて、百取の机代物を持たしめて、参出て貢獻りき。

となる。すなわち、赤猪子は天皇の仰せ言を待つて「既に八十歳を経き」と語られている。その八十歳は、もちろん実数の「八十」ではなく、日本の所謂神聖数の表現として「多数」の意であることは言うまでもない。しかし、女性赤猪子の描写としてはまことに的確にその老年相を捉え、「姿体瘦せ萎みて、更に恃む所無し」とした。年月の甚だ長きを語って極めて巧みである。この後に天皇の描写が続く。

然るに天皇、既に先に命りたまひし事を忘らして、其の赤猪子に問ひて曰りたまひしく、「汝は誰しの老女ぞ。何由以参来つる。」とのりたまひき。爾に赤猪子、答へて白ししく、「其の年の其の月、天皇の命を被りて、大命を仰ぎ待ちて、今日に至るまで八十歳を経き。今は容姿既に耆いて、更に恃む所無し。然れども己が志を顕し白さむとして参出しにこそ。」とまをしき。是に天皇、大く驚きて、「吾は既に先の事を忘れつ。然るに汝は志を守り命を待ちて、徒に盛りの年を過ぐしし、是れ甚愛悲し。」とのりたまひ

て、心の裏に婚まはひせむと欲ほししに、其の極めて老いしを
憚りて、婚まはひを得成したまはずで、御歌を賜ひき。

物語の上の描写であるが、「今日に至るまで八十歳を過ぎ。
今は容姿既に耆いて、更に恃む所無し」と、その年老いたこと
を強調する赤猪子の言に対して、語りは、いったい天皇の年令
を何歳と想定しているのであろうか。老婆赤猪子を見て「心の
裏に婚まはひせむと欲ほししに、其の極めて老いしを憚りて、婚まは
ひを得成したまはず」と、自己の状態は抜きにして語られている。
ここに語られた天皇の姿には、明らかに不老不死の意識が
纏りついているとみることができよう。

付言すれば、子清寧天皇が『紀』に「生れましながら白髪」
と表現され、名を白髪命と申し上げたという『記・紀』に共通
する語りの裏には、形を変えた「雄略天皇の長命」という意識
が横たわっていたのではなからうか。

四

『万葉集』を繙くと、よく知られているように、壬申の乱に勝
利を収めた天武天皇が「神」と称えられている歌がみられる。

すなわち、その巻十九に大將軍贈右大臣大伴御行は、

大君は神にし座せば赤駒の腹這ふ田るを京師となしつ（四

二六〇）

と歌い、逸名氏は、

大君は神にし座せば水鳥のすだく水沼を皇都となしつ（四

二六一）

と歌った。「壬申年之乱平定以後歌二首」である。

一般的には、天皇が神であるという信仰がここに確立された
ように説かれている。信仰の確立・固定という面から見れば然
りであるが、天皇を神と称える思想は、実は天武天皇以前に見
られるのである。

『古事記』は、前引の赤猪子の話に続けて、「吉野」と呼ばれ
る物語を記載する。

天皇、吉野の宮に幸行でましし時、吉野川の辺に童女有り
き。其の形姿美麗しかりき。故、是の童女と婚まはひして、宮
に還り坐しき。後更に亦吉野に幸行でましし時、其の童女
の遇ひし所に留まりまして、其処に大御呉床を立てて、其
の御呉床に坐して、御琴を弾きて、其の嬢子に舞せしめた
まひき。爾に其の嬢子の好く舞へるに因りて、御歌を作み
たまひき。其の歌に曰ひしく、
呉床座あぐらの 神の御手もち 弾く琴に 舞する女まな 常世に
もがも
といひき。

この歌は、諸註に見られるように、独立歌謡としては琴を弾
く人に神靈が宿するという信仰から、呉床あぐらに坐している人を神と
称えている意になるが、物語歌として、物語を通して編者の意
図を探れば、明らかに、「大御呉床を立てて」その「御呉床に
坐して、御琴を弾」いたのは雄略天皇その人であり、すなわち
ここでは雄略天皇を神と呼んでいるのである。この歌の末句に
「常世にもがも」と歌われている点に就いて、上田正昭氏が、

この歌の「神」を神仙思想の神であると指摘しておられることは、注目に値する。それは、雄略天皇をたとえた「神」が神仙の神と認められるだけでなく、さらに「吉野」という土地にも、神仙思想が色濃く纏りついていることも認められるからである。

例えば『懐風藻』に見られる贈正一位太政大臣藤原朝臣史作詩の、五首中の「一言、吉野に遊ぶ」の一首は、

文を飛ばす山水の地、爵を命す薜蘿の中。

漆姫鶴を控きて挙り、柘媛魚に接きて通ふ。

煙光殿の上に翠にして、日影濤の前に紅なり。

翻りて知る玄圃近きことを、対翫す松に入る風。

と歌われ、この吉野の地は、かつて漆姫が鶴を引きつれて天に上り、また柘枝姫が魚に接近して美福という男と情を通じたこと、大和に残る異なつた二つの伝説を並べて、吉野の神仙の境であることを表すという。

この吉野を神仙の地とみた場合、『古事記』下巻を通して吉野へ幸じたのが、この雄略天皇のみであるという事は注目に値する。この事情を『書紀』に就いて検しても、『記』下巻に対応する「仁徳紀」から「推古紀」までの間での吉野行幸の記載は、

雄略二年条 冬十月の辛未の朔癸酉に、吉野宮に幸す。

雄略四年条 秋八月の辛卯の朔戊申に、吉野宮に幸す。

の二か条のみであることも、亦、注意されなければなるまい。

五

前引した「吉野」の物語は、

天皇、吉野の宮に幸行でましし時、吉野川の辺に童女有りき。

と、吉野行幸の折の話であることは明瞭であるが、それに引き続く「阿岐豆野の地名起源説話」も亦、吉野に於ける物語であった。

即ち阿岐豆野に幸でまして、御獵したまひし時、天皇御呉床に坐しましき。爾に蝸御腕を咋ふ即ち、蜻蛉来て其の蝸を咋ひて飛びき。是に御歌を作みたまひき。其の歌に曰ひし

み吉野の 袁牟漏が嶽に 猪鹿伏すと 誰ぞ 大前に奏す
やすみしし 我が大君の 猪鹿待つと 呉床に坐し
白袴の 衣手著具ふ 手胼に 蝸かきつき その蝸を
蜻蛉早咋ひ かくの如 名に負はむと そらみつ 倭の
國を 蜻蛉島とふ
といひき。故、其の時より其の野を号けて阿岐豆野と謂ふ。

この記載の中の歌と物語とは、うまく合致しているとはいひ難い。天皇讚歌を天皇の御製とし、「倭の國を 蜻蛉島という」と歌い乍ら、地の文では「吉野」をのみ阿岐豆野と称している点などは矛盾と評することができよう。そのような矛盾を超えて、この歌を此処に加えたのは、やはり歌中にある「我が大君

の「猪鹿待つと 呉床に坐し」の句に関連性を求めたものであろうし、前歌の「呉床座の 神の御手もち」同様、天皇を神と認めた思想の発露であつたらう。

しかし問題は、このアキツシマ・アキツノの号そのものにもある。

『記』上巻、伊邪那岐命と伊邪那美命とによる大八島国の生成条に、

次に大倭豊秋津洲を生みき。亦の名は天御虚空豊秋津根別と謂ふ。故、此の八島を先に生めるに因りて、大八島国と謂ふ。

と記載され、これは『書紀』巻一、第四段大八洲生成章本文の中にも、

迺ち大日本豊秋津洲を生む。

と語られる。このアキツシマは大和一元を指称するものではなく、いわんや吉野の地に限定されるものでは勿論なく、言うまでもなく日本国の称としての謂であるが、これは「大和国」なる称が、奈良地方の称より発して日本全国を覆つたと同じく、吉野地方より起つた日本讚美の称とすべきであらう。

それが何故、雄略天皇に結びついたのか。

『古事記』序文では、第一代神武天皇の事蹟を語って、

神倭天皇、秋津島に経歴したまひき。

とあるが、秋津島に経歴することが、帝業の基であるとして、雄略天皇に、天皇讚歌と阿岐豆野地名起源説話を結び付けた意識の底には、「神」雄略天皇を始祖とする印象が根強く横た

わっていたからではなからうか。

六

『記』で、この「吉野」の物語に続く「葛城山」の物語は、その下巻中であつて最も異色のものといえよう。長文乍ら引用する。

又一時、天皇葛城山に登り幸でましし時、百官の人等、悉に紅き紐著けし青摺の衣服を給はりき。彼の時其の向へる山の尾より、山の上に登る人有りき。既に天皇の鹵簿に等しく、亦其の装束の状、及人衆、相似て傾らざりき。爾に天皇望けまして、問はしめて曰りたまひしく、「茲の倭国に、吾を除きて亦王は無きを、今誰しの人ぞ如此て行く。」とのりたまへば、即ち答へて曰す状も亦天皇の命の如くなりき。是に天皇大く怒りて矢刺したまひ、百官の人等悉に矢刺しき。爾に其の人等も亦皆矢刺しき。故、天皇亦問ひて曰りたまひしく、「然らば其の名を告れ。爾に各名を告りて矢弾たむ。」とのりたまひき。是に答へて曰しけらく、「吾先に問はえき。故、吾先に名告りを為む。吾は悪事も一言、善言も一言、言ひ離つ神、葛城の一言主大神ぞ。」とまをしき。天皇是に惶畏みて白したまひしく、「恐し、我が大神、うつしおみ有らむとは、寛らざりき。」と白して、大御刀及弓矢を始め、百官の人等の服せる衣服を脱がしめて、拝みて献りたまひき。爾に其の一言主大神、手打ちて其の捧げ物を受けたまひき。故、天皇の還り幸でま

す時、其の大神、満山の末より長谷の山口に送り奉りき。故、是の一言主大神は、彼の時に顕れたまひしなり。

付して述べる事は何も無い。前記した如く「神と人との交渉」という意味の物語は、『記』下巻中であつては、これが唯一無二のものである。『書紀』も、この「葛城山」と同趣の物語を、その四年春二月条に伝える。

四年の春二月に、天皇、葛城山に射獵したまふ。忽に長き人を見る。来りて丹谷に望めり。面貌容儀、天皇に相似れり。天皇、是神なりと知しめせれども、猶故に問ひて曰はく、「何処の公ぞ」とのたまふ。長き人、対へて曰はく、「現人之神ぞ。先づ王の諱を称れ。然して後に尊はむ」とのたまふ。天皇、答へて曰はく、「朕は是、幼武尊なり」とのたまふ。長き人、次に称りて曰はく、「僕は是、一言主神なり」とのたまふ。遂に与に遊田を盤びて、一の鹿を驅逐ひて、箭突つことを相辞りて、轡を並べて馳騎す。言詞恭しく恪みて、仙に逢ふ若きこと有します。是に、日晚れて田罷みぬ。神、天皇を侍送りたまつりたまひて、来目水までに至る。是の時に、百姓、威に言さく、「徳しく有します天皇なり」とまうす。

物語中の「仙に逢ふ若きこと有します」の句には、すでに「雄略紀の神仙思想による表現は本条の他、二十二年七月条にも著しい」との指摘もある。さらにそこに付加された百姓の評語は「有徳天皇也」であつた。この「有徳天皇也」なる言は、同じ雄略紀二年十月是月条に「誤りて人を殺したまふこと衆

し。天下、誹謗りて言さく、『大だ悪しくまします天皇なり』とまうす。」と記されるその「大悪天皇也」とは、およそ相容れない称辞であり、このような所に、『書紀』の合理性をもつてしても、隠しても隠し切れない雄略天皇の古代性・神話性が認められるのである。

因みに、『書紀』に残存する雄略天皇に纏わる特異な伝を採り上げると、先ず、その冒頭が注目される。

大泊瀬幼武天皇は、雄朝孀稚子宿禰天皇の第五子なり。天皇、産れまして、神しき光、殿に満めり（『神光満殿』）。
長りて伉健しきこと、人に過ぎたまへり。

この「神光満殿」は古く指摘されたように『後漢書』安帝紀の「神光照室」によるものではあろうが、『紀』歴代天皇中、このように出生時を表現した巻は他に見当たらないことも注意すべきであらう。

又、先の註で指摘されたように、二十二年条の、

秋七月に、丹波国の余社郡の管川の人瑞江浦嶋子、舟に乗りて釣す。遂に大龜を得たり。便に女に化爲る。是に、浦嶋子、感りて婦にす。相逐ひて海に入る。蓬萊山に到りて仙衆を歴りみる。語は、別巻に在り。

なる所謂「浦嶋子の物語」の挿入は、「語在別巻」が『書紀』成立に関わる問題をも提起しているが、それは一応措くとして、前述の如く、雄略天皇に強く神仙思想が纏わりついている事は否定し得ないところである。

『書紀』雄略天皇六年条に、

三月の辛巳の朔丁亥に、天皇、后妃をして親ら桑かかしめて、蚕こゝろの事を勧めむと欲す。爰こゝに螺贏じゆいに命たまはせて、国内くにうちの蚕を聚あつめしめたまふ。是に、螺贏じゆい、誤あやりて嬰兒わがこを聚あつめて、天皇に奉獻たてまつる。天皇、大きに咲みきたまひて、嬰兒わがこを螺贏じゆいに賜ひて曰たまはく、「汝みづか、自ら養やしなへ」とのたまふ。螺贏じゆい、即ち嬰兒わがこを宮墻みやのきりの下もとに養やしなす。仍なほりて姓なづを賜たまひて、少子部連とす。

という、少子部命名の起源譚があり、同じく七年条には、

七年の秋七月の甲戌の朔丙子に、天皇、少子部連螺贏じゆいに詔して曰たまはく、「朕われ、三諸岳さんしよがくの神の形を見むと欲ほふ。汝みづか、膂力ちから人に過ぎたり。自ら行きゆきて、捉とらへ来こ」とのたまふ。螺贏じゆい、答へて曰たまはく、「試たまに往ゆりて捉とらへむ」とまうす。乃ち三諸岳さんしよがくに登のぼり、大蛇おほいづみを捉取とらへて、天皇に示ませ奉たる。天皇、齋戒いひかしたまはず。其の雷かみなり虺ひ虺ひきて、目精まなこ赫あく。天皇、畏おそみたまひて、目を蔽おほひて見たまはずして、殿中に却入かへりいれたまひぬ。岳がくに放はなしたまふ。仍なほりて改めて名を賜たまひて雷とす。

という物語が記載されている。共に少子部連螺贏を主人公とした物語である。

この後者、七年条の物語は、説話化された『日本靈異記』冒頭の話「雷を捉ふる縁」にまで連り、前者、六年条の物語は、そのまま『新撰姓氏録』左京皇別上「少子部宿祢」の説明に定

着するのである。その『姓氏録』の記載は、

少子部宿祢 多朝臣同祖。神八井耳命之後也。大泊瀬幼武天皇御世。所遣諸國取斂蚕兒。誤聚小兒一貫之。天皇大嘔。賜姓小兒部連。

とある。この伝の「多朝臣同祖。神八井耳命之後也」は、『記』神武天皇条最末尾の「神八井耳命」の後裔氏族の「意富臣」以下十九氏の中に「少子部連」として数えられた伝と軌を一にするものであり、この伝よりすれば前記六・七年条の物語が、むしろ『古事記』に記載されないことに不審の念を抱くものではあるが、いずれにしてもその伝誦の強固であつたことを窺わせよう。

一方、この少子部螺贏の後かと思われる少子部連鉏鉤は、壬申の乱に、

即日あひに、天皇、皇后を留とどめたまひて、不破ふたに入りたまふ。郡家しほのに及およぶ比ひに、尾張國司守少子部連鉏鉤、二万の衆しほを率して帰かへりまつる。天皇、即ち美ほめたまひて、其の軍を分わかりて、処処あちこちの道を塞ふふ。

と兵二万を率いて大海人軍に抛り、大海人戦勝の一礎石となつた。しかし当の鉏鉤は、乱後の天武元年八月に「是より先に、尾張國司守少子部鉏鉤、山に匿かくれて自ら死せぬ」と自らその命を絶つた。その理由については亦多く論じられているが、兎も角「天武紀」によれば、天皇は「鉏鉤は有功しき者なり。罪無くして何ぞ自ら死なむ。其れ隱謀かくま有りしか」と感慨を催したと伝えられる。そしてその功によつてか、天武十三年十二

月には、少子部連は大伴連ら四十九氏と共に姓を宿祢と賜わっているのである。

このような事象を通して天武天皇の胸中に、少子部鉏鉤から嵯嵐へ、神を徒手でとる靈力から雄略天皇の神性への連想が生み出されたのは自然の理ではなからうか。

天武とその周辺には、始祖としての雄略像とその神性とが、強く印象づけられていたのであろう。

八

『古事記』は、序文の語るところでは、その編纂の業は天武天皇の意志に端を発するという。一方、『万葉集』は、舒明に連る天智・天武一統の讚美の集であるという。『万葉集』巻頭に雄略天皇を据えたのは、その神性にすがって『万葉集』に神の加護を乞い求めるものであったろうし、同時にそれは又、『万葉集』それ自体を神聖化する意図であったろうと推察するのである。

注(1)比較的最近には三谷榮一氏に「磐姫皇后と雄略天皇」(『万葉集講座』第五卷所収論文、昭和四十八年二月)なる卓論がある。氏は、伊藤博氏が説かれる「今」(巻一編纂時)「古」(舒明以前)の観点を称揚しながらも、「なぜ雄略を「古」を代表する君主としたのか」との疑問を提出し、雄略天皇は「当時の国家意識を反映した天皇像であり、いわば人間として最初の天皇というイメージ

ジを形成していたのであって、そのために冒頭は雄略天皇からというパターンが作り出されたのである。」と結論づけられている。言及されている範囲では首肯し得る御説であるが、未だ充分に解決をみたものとは言えないように愚考する。

(2)『万葉集一・二巻頭歌の背景』、『古事記説話の研究』所収論文、昭和四十八年三月刊。

(3)一例として、この記述は倉野憲司氏『古事記』(日本古典文学大系)による。昭和三十三年六月刊。

(4)村井康彦氏との対談「仏教の伝来とその背景」の中の発言、『歴史公論』六所収、昭和五十一年六月刊。

(5)この詩の解は代匠記以下異説が多いが、ここは小島憲之氏註(日本古典文学大系『懐風藻』)に拠った。

(6)『日本書紀』上、(日本古典文学大系)四六七ページ頭注二五。昭和四十二年三月刊。

(7)河村秀根・益根の『書紀集解』巻第十四冒頭に、「後漢書安帝紀曰帝自在邸第有神光照室」と註する。

付記 雄略天皇の神性を描いた一篇、謹んで久松先生の御靈に捧げる。本稿は、筆者の企図する「古事記構造の研究」の一部を、スペースに合わせてデッサンしたものである。